

栃木県立リハビリテーションセンターにおける身体拘束等の適正化のための指針

1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、患者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急かつやむを得ない場合を除き、身体拘束をしない診療・看護の提供に努めます。

2 基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当センターにおいては、患者または他の患者等の生命または身体を保護するために緊急かつやむを得ない場合を除き、身体拘束の実施を禁止する。この指針でいう身体拘束とは、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

(2) 緊急かつやむを得ない場合の例外の3要件

患者又は他の患者の生命又は身体を保護するための措置として緊急かつやむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束等適正化検討委員会を中心に十分な検討を行い、身体拘束による心身への弊害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、以下の切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、家族へ説明し同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

①切迫性：患者または他の患者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

3 身体拘束等の適正化に向けた体制

(1) 身体拘束等の適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討するために、身体拘束等適正化検討委員会を設置します。委員会は月に1回以上開催します。

特に、緊急かつやむを得ない理由から身体拘束を実施している場合（実施を開始する場合を含む）には、身体拘束の実施の状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 委員会の構成員

この委員会の責任者（委員長）は所長とし、構成員は専任医師、専任看護師、薬剤師、療法士、医療安全管理室、その他委員長が出席を認めた者とする。

(3) 委員会では次のような内容について協議し、検討結果を職員に周知徹底します。

- ① 3要件（切迫性、非代替性、一時性）の再確認
- ② 身体拘束を行っている患者がいる場合
3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて患者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討
- ③ 身体拘束を開始する検討が必要な患者がいる場合
3要件の該当状況、特に代替案を検討
- ④ 今後やむを得ず身体拘束等が必要であると判断した場合
家族、関係機関等との意見調整の進め方を検討
- ⑤ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ⑥ 今後の予定（研修・次回委員会開催）

4 身体拘束等の適正化のための研修に関する基本方針

- (1) 身体拘束適正化のための研修は、本指針に基づき、身体拘束適正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発することを目的とします。
- (2) 研修は年1回以上実施し、新規採用時にも研修を実施します。
- (3) 研修の実施内容について、研修資料、実施概要等を記録保存します。

5 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全てを身体拘束等適正化検討委員会に別紙1にて報告する。

6 身体拘束等実施後の対応に関する基本方針

身体拘束の実施後も、日々の態様等を参考にして身体拘束等適正化検討委員会で定期的に再検討し、身体拘束の解除へ向けて取り組みます。

7 患者や患者の家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、いつでも閲覧できるように、当センター入り口付近に掲示する。

附則

この指針は、令和7年4月1日から施行する。